

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社北里と称し、英文では Kitazato Corporation と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 医薬品、医療機器および医薬部外品等の製造および販売
2. 医薬品、医療機器および医薬部外品等の企画・開発
3. 医薬品、医療機器および医薬部外品等に係わる試験の受託
4. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を、静岡県富士市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役の他、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出できない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、160,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主名簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の普通決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める特別決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役は 12 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 20 条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- ③ 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与および退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 31 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 32 条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

(常勤の監査役)

第 34 条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第 35 条 監査役会の招集通知は会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役の報酬等)

第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役

であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役会規程)

第 40 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任方法)

第 41 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 44 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当)

第 45 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を支払う。

(中間配当)

第 46 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株主質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 47 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は毎年 9 月 3 0 日とする。

③ 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第 48 条 配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 未払の配当金には利息はつけない。

附 則

2017 年 3 月 29 日	変更
2017 年 5 月 17 日	変更
2019 年 2 月 21 日	変更
2022 年 7 月 25 日	変更
2023 年 11 月 15 日	変更
2024 年 3 月 15 日	変更
2024 年 6 月 27 日	変更
2025 年 1 月 21 日	変更
2025 年 1 月 27 日	変更
2026 年 6 月 25 日	変更